

後納制度（国民年金保険料の納付可能期間の延長）のお知らせ

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、65歳から満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に、保険料を納めらなかった場合や、届出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

後納制度は、このような事態をさけるために国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から5年に延長したことにより、納められなくなった保険料が納められるようになったものです。後納制度が利用できるのは平成30年9月30日までですので、後納制度を利用する方は早めのお申し込みが大切です。

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用できませんのでご注意ください。

なお、後納制度は事前にお申し込みいただき、後納保険料が納められる期間を審査します。審査の結果によっては後納制度をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

後納制度に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、後納制度をご利用いただく際のご自身の年金記録は、ねんきんネット（<http://www.nenkin.go.jp>）でもご確認ください。



～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）

町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）

函館年金事務所国民年金課（☎0138-56-1165）

11月は労働保険適用促進強化月間です！

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人個人を問わず加入が義務づけられています。

お問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課（☎011-709-2311）
または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

「必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 786円

効力発生年月日 平成28年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督（支署）

（有料広告）

医療法人社団 陵仁会

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接



えんどう桔梗マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他（産前・産後の教室も充実）

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋
医師 新垣 加奈

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00～12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30～18:00)	●	●	●	●	●	●	●
休 診	●	●	●	●	●	●	●

女性医師 無痛分娩

里帰り分娩 4D超音波外来

10月の日曜診療は、9日と23日になります。

初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。
問診票ダウンロード可。予約なしの来院可。
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。電話問い合わせ可（診療時間内）。（桔梗駅前通り中の沢小学校前）

産後ケア入院

入院設備完備

函館市桔梗5丁目7-15

TEL(0138)47-3001

